

第5部 計画作成等業務

第1章 計画作成等業務積算基準

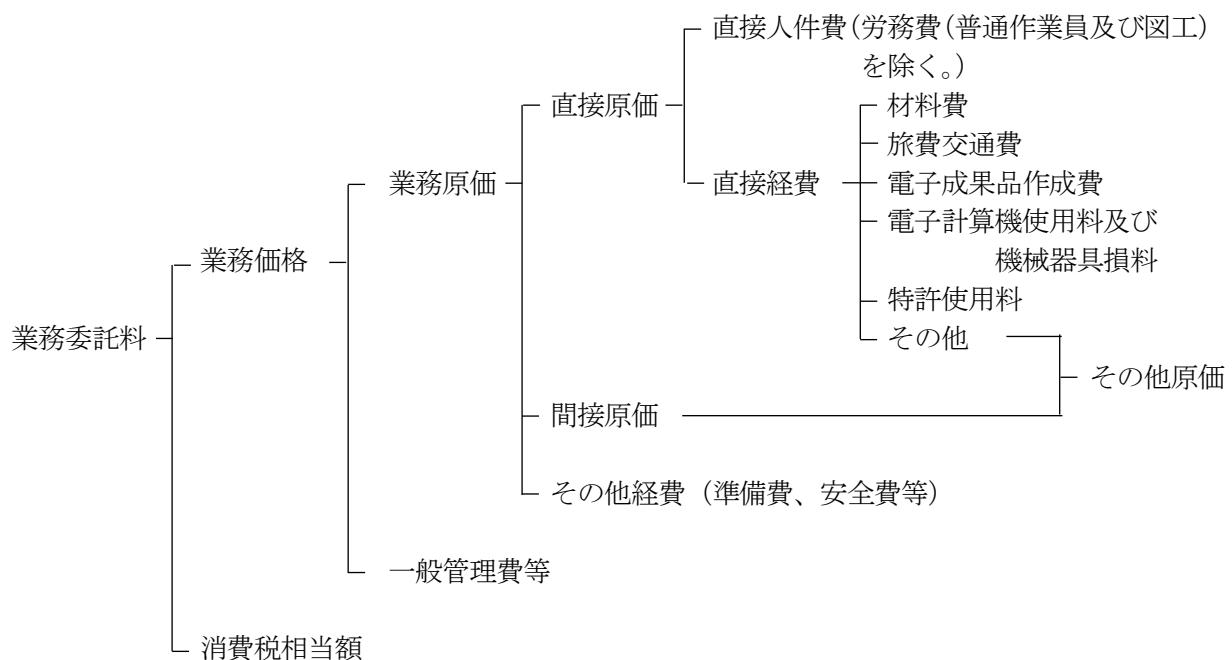
1-1 適用範囲

この積算基準は、治山関係事業及び林道関係事業に係る次の業務に適用する。

- (1) 山地治山等調査
- (2) 治山流域別調査
- (3) 路線全体計画調査
- (4) 地区全体計画調査
- (5) 治山施設点検業務
- (6) 林道橋定期点検業務
- (7) 林道施設災害調査等業務歩掛

1-2 業務委託料

1-2-1 業務委託料の構成



1-2-2 業務委託料の積算

業務委託料は、直接原価のうち直接経費、間接原価、一般管理費等及び消費税等相当額については、「第4部設計業務」の「第1章設計業務積算基準」及び「第2章設計業務の積算の留意事項」に準じて積算するものとする。

また、業務原価の「その他経費」については、「第2部地質調査業務」の「第1章地質調査積算基準」における間接調査費に相当するものであり、同章に準じて必要な経費を積上積算するものとする。

1-3 適用に当たっての留意事項

1 この歩掛は、標準的な歩掛を示したものであり、目的とする調査内容がこの歩掛にそぐわないとき、又はこの歩掛に計上されていないものについては、他の類似の歩掛、市場価格等を勘案し、適正な歩掛を用いて積算することができる。

2 外業に係る調査について、自動車下車地点から調査現場までの徒歩区間が 30 分を超えて 1 時間未満の場合は、外業に係る歩掛を 10% (更に 30 分増すごとに 10%) 増すことができるものとする。

1-4 打合せ等 (共通)

第 2 章治山関係事業計画作成等業務標準歩掛、第 3 章林道関係事業計画作成等業務及び第 4 章治山施設点検業務 (参考歩掛) に係る打合せ等については、「第 4 部設計業務」の「第 3 章第 1 の 1-1 打合せ等」の歩掛を準用する。